



報道関係者 各位

平成 27 年 1 月 9 日 (金)

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

課 長 小川 裕由

労働契約専門官 杉本 渉

(電 話)052-972-0253

愛知労働局「働き方改革」推進本部 の設置について

愛知労働局(局長 藤澤 勝博)では、愛知県内の企業が長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」の実現に向けて、その取組体制を強化するため、本日、労働局長を本部長とする愛知労働局「働き方改革」推進本部を設置いたしましたので、お知らせいたします。

平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014では、新たに講ずべき具体的施策として「働き方改革」の実現が掲げられ、また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創出法」では、基本理念として「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」などが掲げられています。この推進本部では、愛知県下の企業の自主的な働き方の見直しを推進することとしています。具体的には以下について取り組みます。

- 地域の経済団体・労働団体のトップ等に対し、働き方改革に対する協力を要請
- 労働局長や労働基準部長が、地域のリーディングカンパニーを訪問。企業トップに対して、働き方改革に向けた取組を働きかけ
- 企業における先進的な取組事例の収集、周知
- 事業主団体主催の会合等あらゆる機会を通じた気運の醸成

愛知労働局「働き方改革」推進本部

平成26年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014の内容や、平成26年11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念を踏まえ、長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」の実現に向けた取組体制を強化します

1. 構成メンバー

【本部長】労働局長

【副本部長】労働基準部長 【本部員】雇用均等室長/職業安定課長/監督課長 / 労働時間課長 / 健康課長

2. 推進本部の実施事項

- ◆ 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- ◆ 働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ
～企業トップのリーダーシップによる「働き方改革」の促進
- ◆ 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
～地域の経済社会を代表する企業のけん引による「働き方改革」の促進
- ◆ その他、働き方改革の促進のために必要な取組

3. 今後の予定

- ◆ 愛知県下の主要労使団体や自治体等に声をかけ、今月中を目途に「関係機関連絡協議会（仮称）」を開催します。「連絡協議会」では働き方の見直しに向けての具体的な方策を検討します。
- ◆ 働き方改革の促進のため、本部長などが愛知県下の企業を訪問し、企業トップへの働きかけを実施していきます。
- ◆ 企業における先進的な取組事例の収集や周知に努めます。

働き過ぎ防止のための取組強化

「世界トップレベルの雇用環境の実現」の大前提として、働き過ぎ防止に全力で取り組む。このため、企業等における長時間労働が是正されるよう、監督指導体制の充実強化を行い、法違反の疑いのある企業等に対して、労働基準監督署による監督指導を徹底するなど、取組の具体化を進める。また、仕事と生活の調和の取れた働き方を推進するため、特に、朝早く出社し、夕方に退社する「朝型」の働き方を普及させる。

さらに、我が国の課題である働き過ぎの改善に向けて、長時間労働抑制策、年次有給休暇取得促進策等の検討を労働政策審議会で進める。

職務等を限定した「多様な正社員」の普及・拡大

勤務地を絞った「地域限定正社員」など、「多様な正社員」導入の動きが現れ始めている。さらに、プロフェッショナルなキャリアを追求する働き手のニーズに応えるため、職務を限定した正社員の導入・普及が期待される。こうした「多様な正社員」の普及の動きが多くの企業で生み出されるよう、本年7月までに労働条件の明示等の「雇用管理上の留意点」を取りまとめ、「導入モデル」として公表するとともに、本年中に、職務の内容を含む労働契約の締結・変更時の労働条件明示、いわゆる正社員との相互転換、均衡処遇について、労働契約法の解釈を通知し周知を図る。あわせて、専門性の高い人材を含むモデルとなりうる好事例を複数確立するとともに、就業規則の規定例を幅広く収集し、情報発信を行う。

その他、「雇用管理上の留意点」を踏まえた「多様な正社員」の導入が実際に拡大するような政策的支援について、今年度中に検討し、2015年度から実施する。

愛知労働局「働き方改革」推進本部 設置要綱

1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資する。

こうしたことから、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するため、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図ることを目的とする。

2 設置

働き方改革の実現に向けた対策を推進するため、愛知労働局に、働き方改革推進本部を設置する。

3 構成メンバー

本部長	労働局長
副本部長	労働基準部長
本部員	雇用均等室長、監督課長、労働時間課長、健康課長、職業安定課長

4 実施内容

- (1) 働き方改革の促進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の促進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) その他働き方改革の促進のために必要な取組

5 会議

労働局長は、必要に応じ会議を招集する。

6 庶務

本部の庶務は労働基準部労働時間課において処理する。